津山環境倶楽部J－クレジット販売要領

制定：令和２年１０月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、国のJ－クレジット制度に基づき津山環境倶楽部が取得し、管理する「津山環境倶楽部J－クレジット」（以下「J－クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む団体、個人等に販売することについて、必要な事項を定める。なお、津山環境倶楽部運営規約第３条及び自然豊かな環境共生都市つやま実現パートナー協定に基づき、販売事務は津山市とNPO法人エコネットワーク津山（以下「事務局」という）が協力して行うものとする。

（購入者の募集）

第２条　J－クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

　（販売予定単価、販売数量等）

第３条　J－クレジットの販売予定単価は、J－クレジット創出にかかった費用及びJークレジット事務局が実施する入札価格を基に決定するものとし、販売単位、最低販売数量、販売方法とともに市ホームページ等で公表するものとする（別表第１）。

（購入の申込み）

第４条　J－クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、津山環境倶楽部Jークレジット購入申込書（様式第１号）と必要書類（別表第２）を、持参又は郵送のいずれかの方法により、事務局に提出するものとする。

２　前項の規定は、次に掲げる者を対象外とする。

（１）法令違反又は不適当な行為により営業停止、入札参加停止その他不利益処分を受けている者又は団体

（２）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者又は団体

（３）本事業の適正な実施ができないと認められる者又は団体

３　事務局は、第１項の提出があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、別表２に記載する以外の資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第５条　事務局は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定し、津山環境倶楽部J－クレジット購入者決定通知書（様式第２号）により通知する。

（代金の納付）

第６条　購入者は、J－クレジットの販売代金を、事務局が指定する期日までに、事務局が発行する納入通知書又は事務局が指定する口座に振り込み、納入するものとする。

（J－クレジットの移転、無効化）

第７条　事務局は、購入者からの販売代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット登録簿の操作によりJ－クレジットを管理するJ－クレジット管理口座から、取引事業者が指定する保有口座へJ－クレジットの移転を行う。

２　取引事業者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、事務局がJ－クレジットの無効化を行うことができる。なお、無効化した場合は事務局が証明書を発行する。

（協議）

第８条　この要領に定める事項について疑義が生じた場合は、事務局と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第９条　この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、津山市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

別表第１（第３条関係）

○オフセット使用

|  |  |
| --- | --- |
| 販売単位 | t-CO2 |
| 最低販売数量 | 1t |
| 販売方法 | 保有Ｊ－クレジットを用いて、企業等が排出したCO2を無効化 |

○移転

|  |  |
| --- | --- |
| 販売単位 | t-CO2 |
| 最低販売数量 | 1t |
| 販売方法 | 保有Ｊ－クレジット口座から購入者のJ－クレジット口座にそのまま移転 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 津山市暴力団排除条例に係る誓約書 |
| 団体等の事業内容等がわかるもの。（購入希望者が団体等の場合に限る） |